

○松戸市事後審査型一般競争入札等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松戸市が発注する建設工事のうち、松戸市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱(平成19年松戸市告示第 240 号。以下「要綱」という。)に基づく入札において、要綱第3条に規定する入札参加資格の有無の審査を開札後に行う場合(以下「事後審査型」という。)の手続きについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型により入札を行う建設工事(以下「対象工事」という。)は、要綱第2条に規定する建設工事とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札で実施する建設工事は除くものとする。

(公告等)

第3条 対象工事の公告は、要綱第5条に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を併せて行うものとする。

- (1) 入札参加資格の有無の審査を入札後に行う旨
- (2) その他必要と認める事項

(参加申請)

第4条 対象工事の入札に参加しようとする者は、要綱第7条にかかわらず、別に定める書類(様式第1号)をもって申請を行うものとする。

(参加申請の確認)

第5条 対象工事の入札に参加しようとする者から申請があったときは、次の事項について審査を行う。

- (1) 松戸市入札参加業者資格者名簿の登載の有無
- (2) 本市の指名停止措置の適用の有無
- (3) 工種格付け
- (4) 地域要件

(入札参加者)

第6条 前条の審査により入札に参加することができる場合には、要綱第8条第2項にかかわらず、申請をした者に入札に参加できる旨の通知(様式第2号)するものとし、前条の審査により入札に参加することができない場合には、申請をした者に入札に参加できない旨の通知をするものとする。

(落札候補者の決定及び審査書類の提出)

第7条 予定価格と最低制限価格の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者を落札候補者として落札を保留し、落札候補者へ通知するものとする。

2 同額の入札をした者が2者以上いる場合は、くじにより落札候補者の審査順位を決定するものとする。

3 前2項の落札候補者は、要綱第7条に規定する書類以外で必要とされる書類については、

当該開札日の翌日(閉庁日を除く。)までに提出しなければならない。

- 4 相当の理由がなく期限を過ぎても、前項の書類が提出されない場合には、当該落札候補者は、入札参加資格を有しないものとして、当該入札を無効とするものとする。

(入札参加資格の有無の確認)

第8条 市長は、前条第1項の落札候補者の入札参加資格の有無について、すみやかに審査するものとする。

- 2 前項の審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合には、当該入札を無効とし、その旨を通知(様式第3号)する。この場合において、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した他の者(以下「次順位者」という。)を落札候補者とするものとし、前条及び前項の規定を適用するものとする。

- 3 前項の入札参加資格を有していないと認められた落札候補者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に書面により市長に説明を求めることができる。

- 4 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかに書面により回答するものとする。

(落札者の決定及び通知)

第9条 前条において、入札参加資格を有していると認められた場合は、認定した日を持って落札者を決定するものとし、当該落札者にその旨の通知をする。

- 2 前項により落札者を決定したときは、他の入札参加者に対する入札参加資格の有無の審査は行わないものとする。

- 3 第1項の落札者以外の入札参加者については、落札者が決定した旨の通知を行うものとする。

(電磁的記録による通知等)

第10条 本要領で定める入札の通知等は、松戸市財務規則(昭和57年松戸市規則第9号)第125条に規定する「電子入札システム」をもって行うことができる。

(準用)

第11条 工事関連委託業務等についても、この要領の規定を準用し事後審査型により実施できるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年1月1日から施行する。